

明和学園短期大学における障害がある学生への支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、明和学園短期大学（以下「本学」という。）における障害がある学生に対して、適切な支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障害がある学生とは、心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により、修学に係る日常生活又は社会生活を送る上で、相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害がある学生が修学上の不利益を受けないよう、合理的な範囲内で、当該学生の修学に係る支援方策を講じるものとする。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、障害がある学生が修学上の不利益を受けないよう、合理的な範囲内で、当該学生に対する支援方策の実施に努めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第5条 本学は、障害がある学生に対して、正当な理由なく、障害を理由として、本学が行う教育及び研究その他の活動についての機会の提供を拒んだり、又は場所・時間帯等を制限したりしないものとする。

(合理的範囲)

第6条 本学は、障害がある学生から支援を求める意思表示があった場合、当該学生の人権を確保するために必要かつ適切な対応を、当該支援に伴う負担が本学にとって過重でない範囲において実施するものとする。

(支援委員会の設置等)

第7条 本学は、障害がある学生の修学に係る支援方策を策定するための支援委員会を設置する。

- 2 支援委員会は、教務課長、学生課長、保健センター主事及び特別支援教育担当者（1名）をもって構成し、委員長は教務課長とする。
- 3 委員長は、支援委員会を主宰し、必要と認める者を構成員に加えることができる。
- 4 支援委員会は、校医その他の専門家から必要な助言を受けることができるものとする。
- 5 支援委員会は、前項の支援方策を円滑かつ適切に実施するため、必要に応じて、関係課・専攻間の調整を行うものとする。

(支援の申し出)

第8条 障害がある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、本学の教職員に修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 前項の申し出を受けた教職員は、その旨を速やかに支援委員会に報告しなければならない。

(支援委員会の任務)

第9条 前条第2項の報告を受けた支援委員会は、当該学生の修学に係る支援方策を策定する。

2 前項の支援方策の検討に当たっては、当該学生の考え等を十分に聴取するものとする。

3 第1項の支援方策の策定に当たっては、当該学生の同意を得るように努めるものとする。

4 支援委員会は、支援方策の実施に当たり、教職員の理解と協力を求めるものとする。

(秘密保持義務)

第10条 障害がある学生の支援に従事する者は、正当な理由なく、障害がある学生及びその支援に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。